

厚真町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

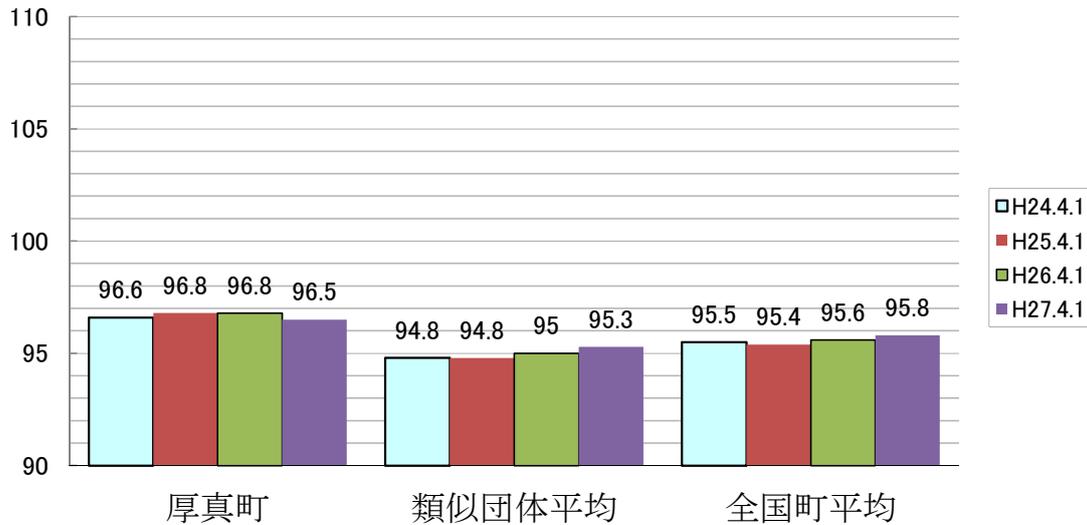
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 4,711	千円 6,523,502	千円 144,572	千円 880,034	% 13.5	% 13.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 94	千円 354,223	千円 80,507	千円 131,437	千円 566,167	千円 6,023	千円 7,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を除く。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

[概要] 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施済み]

実施内容：給料表の改定実施時期 平成27年4月1日
国の見直し内容踏まえ、平均2.3%引き下げ。激変緩和のため3年間の経過措置(現給保障)を実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
厚真町	44.2 歳	325,700 円	429,842 円	360,444 円
北海道	45.4 歳	331,531 円	399,809 円	375,822 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分		厚真町	北海道	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	173,166 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	141,708 円	142,100 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,700 円	347,500 円	386,667 円	409,612 円
	高校卒	— 円	316,550 円	353,100 円	382,700 円

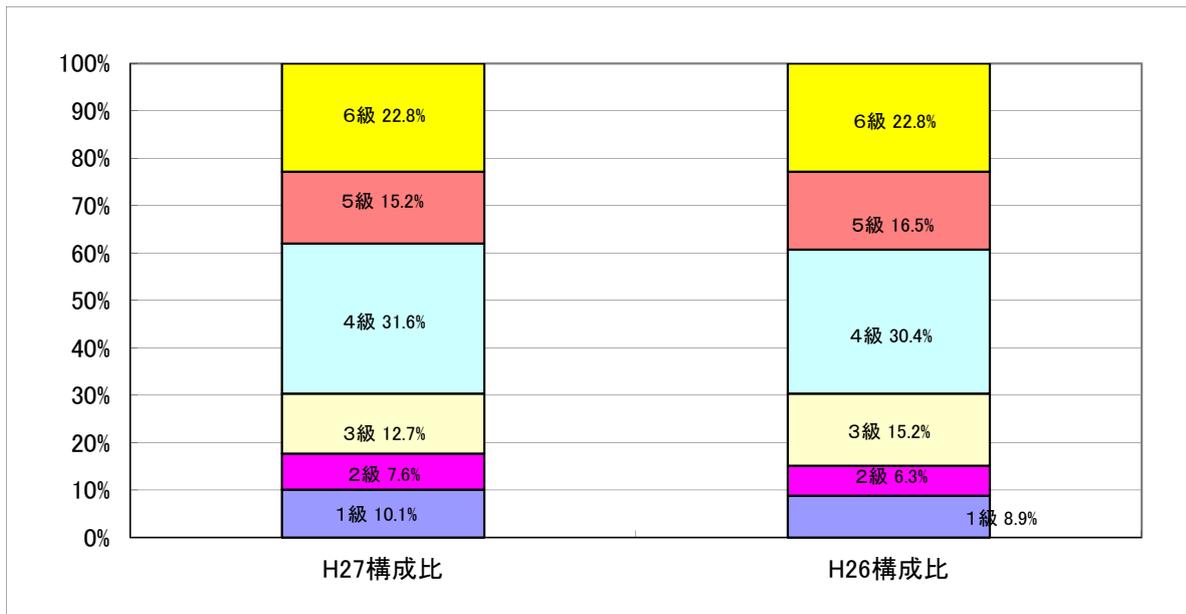
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号俸の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	7	10.1%	円 137,600	円 244,900
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5	7.6%	円 187,700	円 301,900
3級	主任の職務	12	12.7%	円 223,900	円 347,700
4級	主査及びこれに相当する職務	24	31.6%	円 258,300	円 378,700
5級	主幹及びこれに相当する職務	13	15.2%	円 285,000	円 390,700
6級	課長及びこれに相当する職務	18	22.8%	円 315,800	円 407,900

(注)1 厚真町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から6級制に変更。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映は未導入であるが、懲戒処分を受けた職員に対する昇給抑制あり

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

厚 真 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,464 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,614 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.29 月分 (1.45)月分(0.7)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.45)月分(0.7)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45)月分(0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

厚 真 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.556 月分	勤続20年	20.445 月分	25.556 月分
勤続25年	29.145 月分	34.583 月分	勤続25年	29.145 月分	34.583 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	23,889 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)			117 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)			116,502 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	1 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレース指数			95.5

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度決算)		2.1 %	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
死体取り扱い手当	町民福祉課	火葬業務	1件 3,000円
有害鳥獣駆除手当	町民福祉課、産業経済課	有害鳥獣捕獲・殺処分	1日 500円
特殊現場作業手当	建設課、産業経済課	山林・河川調査・測量	1日 300円
家畜伝染病手当	産業経済課	防疫・収容作業	1回 300円
感染症処理手当	町民福祉課	防疫・収容作業	1回 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	36,884 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	392 千円
支給実績（平成25年度決算）	30,823 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	355 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員など制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 その他2人から 6,500円	国同		11,495 千円	213,600 円
住居手当	借家 家賃に応じて支給（27,000円限度）	国同		5,645 千円	247,200 円
通勤手当	・乗用車等（距離に応じて） 2,000円～24,500円を支給 ・電車、バス 55,000円限度	国同		1,964 千円	74,400 円
管理職手当	給料額の11%を支給	国同		9,720 千円	537,600 円

6 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分	給料	月額	額等
給料	町長	708,400 円 (770,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 435,600 円
	副町長	601,600 円 (640,000 円)	667,000 円 / 421,500 円
	収入役	— 円 (円)	円 / 円
報酬	議長	281,000 円 (円)	316,000 円 / 171,100 円
	副議長	223,000 円 (円)	251,000 円 / 119,000 円
	議員	180,000 円 (円)	230,000 円 / 100,000 円
期末手当	町長	(平成26年度支給割合) 4.10 月分	
	副町長	(平成26年度支給割合) 4.10 月分	
退職手当	町長	(算定方式) 給料×在職年数×5.126	(支給時期) 任期毎
	副町長	給料×在職年数×3.234	任期毎
備考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場における退職手当の見込み額である。

7 職員数の状況

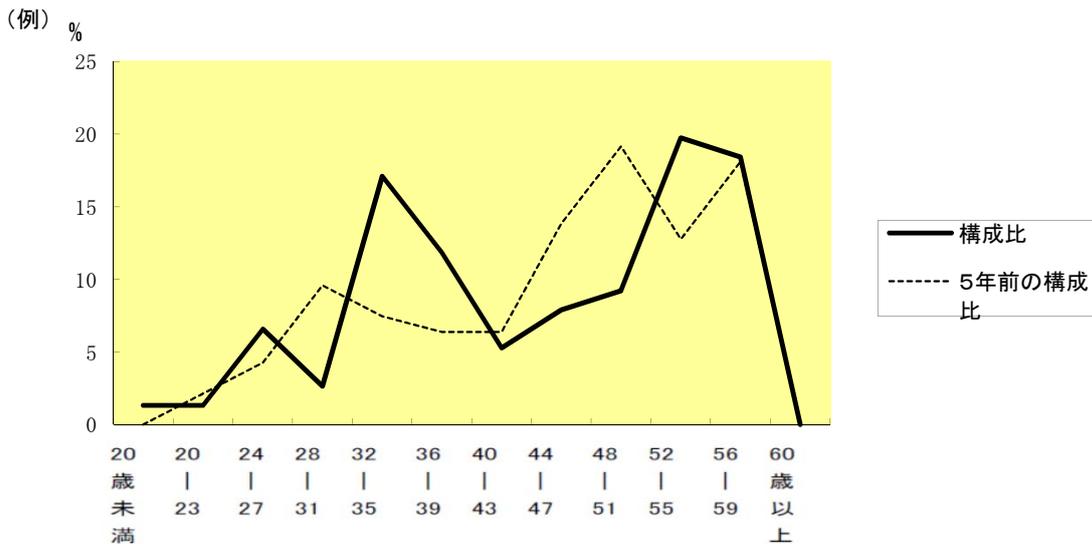
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	2	2	0	人員数適正化
	総務	28	28	0	
	税務	5	5	0	
	一般行政部門	9	9	0	
	農林水産	9	9	0	
	商工	3	3	0	
	土木	10	10	0	
	民生	15	17	2	
	衛生	8	9	1	
	計	80	83	3	
教育部門		15	13	△ 2	人員数適正化
小 計		95	96	1	(参考:人口1万人当たり職員数203.9人) (類似団体の人口1万人当たりの職員数208.21人)
公営企業計等部門	水道	1	1	0	
	下水	2	2	0	
	介護	1	1	0	
	その他	1	1	0	
	小 計	5	5	0	
合 計		100 [110]	101 [110]	1 []	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	3	6	5	4	13	12	2	8	9	17	0	79

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分		23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
部 門							
一般行政	職員数	79	80	79	80	83	5
教 育	職員数	13	14	14	15	13	0
普通会計合計		92	94	93	95	96	4
公営企業会計等	職員数	5	5	5	5	5	0
計	職員数	97	99	98	100	101	5

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。